

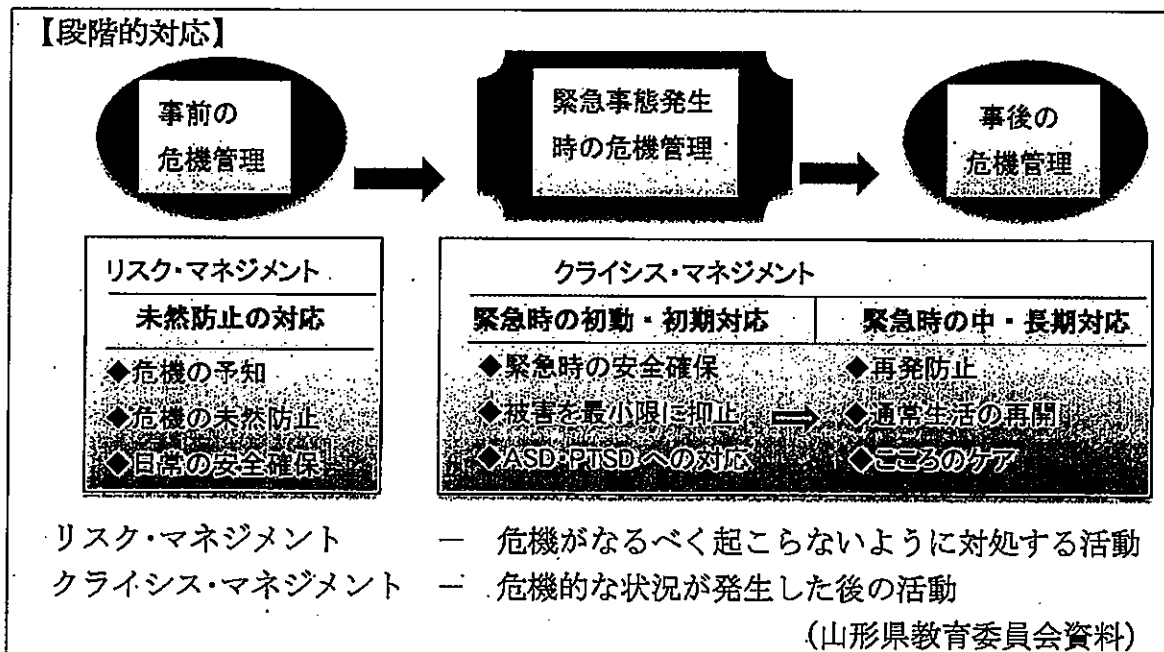
第5章 危機対応

いじめ自死の事例が生じた場合の危機対応を念頭に置いているが、それ以外の危機状態に対する対応も含めて提案をしておきたい。

1 学校の危機対応

(1) 危機管理

学校の危機管理とは、平成18年3月文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」によると、「子どもたちや教職員等の生命や心身等に危害をもたらす様々な危機を未然に防止するとともに、万一、事件・事故災害が発生した場合に、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に対処すること」とある。



そして、危機管理の目的は、「子どもと教職員の生命を守ること」、「子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の生活を守ること」、「学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること」にある。

(2) 危機の分類

学校の危機は以下のように分類され、それぞれの事案に適切に対応するため、万が一の事柄を想定し、できる限り全体、またはそれぞれの担当でシミュレーションをしておくことが重要である。少なくとも誰が何を担当し、どのように対応するのか等、しっかり把握し職員室のいずれかの場所に掲示しておくことが大切である。

その上で、災害に備えて避難訓練をしているように、いじめ自死の事案についても、いじめ自死が生じたと仮定して、全職員で担当すべきことを実際に訓練することを提案したい。頭で考えているだけでは行動に繋がらないことは理解できることであろう。

【学校生活】	いじめ、生徒間暴力事件、自死企図（予告）、不登校に関するトラブル、家出、学級がうまく機能しない状況（学級崩壊）、授業中の事故、部活動中の事故、修学旅行中の事故、登下校中の事故・事件、差別事象
【学校保健】	感染症の発生、給食による食中毒、給食への異物の混入
【学校管理】	火災の発生、地震等の自然災害、学校施設に起因する事故、不審者侵入、薬品や鍵の紛失・盗難
【教職員】	教員の不祥事（飲酒運転・セクシャルハラスメント・体罰など）、出張中の交通事故、成績書類等の紛失、部費の不適切な執行
【その他】	保護者からの不当な要求

（3）危機対応の基本

何よりも、迅速な初期対応が重要である。初期対応は危機管理の成否を決め、問題の肥大化、拡散化を防ぐことにつながる。また、こころのケアにも大きな効果があると言われている。「危機管理は危機を危機と感じた時に始まる。」といわれるように問題の早期発見は大変重要である。いじめ、学級崩壊、校内暴力、薬物乱用、体罰等は突然起こるのではなく、必ず前ぶれなどの予兆がある。その予兆を的確に捉えることが大切である。

また、危機管理マニュアルを整備することも大切である。基本的にマニュアルは、「新鮮であること」、「シンプルであること」、「指示がはっきりしていること」、「支援の方法が示されていること」が求められる。

さらに、組織で対応するためには、①動きやすい少人数で、②指示系統を明確に、③一つの役割を最後まで遂行する、④相互に励ましあう等に気を付けなければならない。

最後に、地域や外部、マスコミ等への対応をまとめてみると、以下のようになる。

①	事件・事故などの事実の確認と情報の共有
	5W1H 「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」
②	継続的な情報の収集と記録
③	教育委員会、警察など関係機関との連携
④	生徒への説明及び指導内容と方法の検討
⑤	保護者への説明及びその内容と方法の検討

⑥ マスコミ（外部）への説明及びその内容と方法の検討

- 窓口一本化
- 誠意ある説明
- 生徒への取材や場所についての制限の要請
- 共同取材の設定
- 個人情報の守秘と正しい情報の提供

危機対応で最も大事なことは、教員同士のチームワークであるといわれている。教員相互が分かり合いながら、協力して進めていくことが何よりも大切である。疑心暗鬼にならず、疑問に思ったら話し合うこと、日頃の教員同士の関係づくりがこのような場面で生きてくる。

教職員のチームワークがよい状態

- ① 教職員が共通の目標意識をもっており、全体として一体感がある。
- ② コミュニケーションがよく、葛藤が起きても感情的な対立まで至らない。
- ③ 教職員が自らの仕事の目標を明確に認識しており、責任を持って仕事をしている。
- ④ 学校内部で取り決められたことを守り、取り決めや決定にも参画している。
- ⑤ お互いを助け合う相互援助の気風がある。

2 教育委員会の危機対応

危機状態が生じた場合には、その問題が生じた学校は、対応に追われてしまい、混乱の中にある。まさに、本件がそうであった。そのため、教育委員会は、混乱状態にある学校を支援していくことが急務であり、適切な対応をするためには、学校問題支援チーム（危機管理チーム）を設置することが必要である。

学校では、いじめ、生徒間暴力、自死企図、学級崩壊、登下校や授業中の事故、不審者侵入など、様々な問題が発生し、子どもたちの安全が脅かされることがある。万が一そういった事柄が発生した場合には、子どもたちの安全確保を第一優先に、「学校危機管理マニュアル」に基づき体制を図り、取り組みを進めていくことになる。重大な事柄が発生した場合には、学校だけでは対応できず、教育委員会の全面的な支援が必要となる。その際に、教育委員会からの指導主事の派遣をはじめ、その状況に応じた様々な支援が必要となる。教育委員会は、学校問題支援チームを結成し、組織的に対応できるようにすることが重要である。即対応できるように、平時から支援チームを結成し、緊急時に動きがとれるようにしておくことが大切である。

やはり、この時点で公正で客観的な調査を実施するためには、スーパーバイズを行う者として弁護士等の専門家を配置し、徹底した事実調査ができるような体制をとっておくことが重要である。

学校問題支援チームの例

教育委員会事務局職員（指示命令系統の明確化）、弁護士、
児童精神科医、大学教員、心理的ケアの専門家、
その他状況に応じた人材（福祉の専門家、警察関係者、など）

学校問題支援チームの役割（例）学校への助言・指導・支援

- ① 事件・事故等の状況把握（情報の収集・確認及び記録）
 - ② 県教育委員会への連絡（第一報、報告書の作成）
 - ③ P T A、地域諸団体等への連絡と協力依頼
 - ④ 臨時職員会議の開催（教職員間の情報の共有化）
- <学校における指示命令系統の明確化、対策委員会設置等>
- ⑤ 該当児童生徒の指導・支援及びその保護者への対応
 - ⑥ 配慮を要する児童生徒の把握
 - ⑦ 関係機関への支援要請（警察等）
 - ⑧ 報道機関への対応（窓口一本化）
 - ⑨ 児童生徒のこころのケア計画（スクールカウンセラー等の派遣要請）
 - ⑩ 臨時保護者会の開催（保護者、地域への説明）
 - ⑪ 教職員のこころのケア
 - ⑫ 再発防止への取り組み
- 等

3 学校、教育委員会共通の危機対応

(1) 平時の体制作り

本件事案から、まず、事実関係の解明に努めなければならないことを教訓として学んだ。ただし、教員、教育委員会関係者はこうした作業を専門としてないことから、その手法や整理の仕方などについて助言する専門家が必要となる。前述したとおり、本件では事件直後から訴訟対策に走っているかのような対応をしているが、そういった姿勢では学校、教育委員会に不利な事実を見逃すなど、事実究明は困難である。

前述したように、緊急事態に備えて、学校及び教育委員会に調査チームなどの担当体制をあらかじめ決めており、シミュレーションを行うことによって事態に対応できるようにしておくべきである。その上に、日頃からこうした事実究明のエキスパートによる研修を受けるとともに、実際の事態に対応するための指導を仰ぐようにすべきである。たとえば、地元弁護士会と連携して研修を実施するとともに、緊急事態時には助力を依頼するような関係を維持しておくことも考えられる。

そして、実際に事案が生じた場合には、その事実調査の結果は記録化して、格別に保管し、事後の評価に備えるようにすべきである。

(2) 生徒へのケア

生徒たちへの対応についても特別の配慮が必要である。事実調査には、生徒からの聴き取りを伴うが、その際には、語りやすい環境の確保に努力すべきである。また、本件のような加害被害の関係にある場合には、加害者対応について日頃から討議をして、加害生徒の精神的安定を確保する方法や如何に真の反省を促すかについて実用的な方法や技術を身につけておくべきである。ただし、いずれにしても決定的に重要なことは、正確な事実の把握であり、その上に立たないと生徒たちの納得を得られないことを肝に銘じるべきである。

他方、被害生徒については、その精神的ダメージの軽減に努め、気長に通学再開を待つべきで、その間の学習面の遅れにも配慮すべきである。なお、こころの専門家であるスクールカウンセラーの関与が期待されるが、本件事案に鑑みれば、スクールカウンセラーは、当該生徒との関係に徹し、学校や教育委員会からの一方的な情報提供や、その意向に沿った活動は厳に慎むべきである。そうした活動は必ずやスクールカウンセラー不信に繋がることを自覚すべきである。

その他の生徒に対しては、学校、教育委員会は、生徒たちや保護者の疑問に答える形で、事実関係を可能な限り知らせ、何がこうした結果に至ったのかについて、懇切丁寧に知らせるなどして、一緒に考えていく姿勢が大事である。こうした姿勢は緊急事態の事後処理として不可欠であり、ひたすら沈静化のみに走ることは、逆に生徒たちや保護者の不信を醸し出してしまう結果になることを想定すべきである。生徒たちや保護者と向き合うような学校、教育委員会の姿勢は、生徒の学校、教員への信頼を作り出すことに繋がることを認識して欲しい。

(3) まとめ

以上、緊急事態において、如何なる目的に向かって事態に臨むかが重要である。その目的如何によって、結果に重大な影響を受けることを知るべきである。

4 当事者へのケア

(1) いじめられた子どものケア—生存事案

いじめられた子どものケアは一律には決しがたい。初めの時期なのか、ある程度いじめが進んだ時期なのかなど、その時期によって対応は異なってくると考えられる。いじめられた子どもを徹底して守るという姿勢を示すことは必須である。できれば、担任以外の学校スタッフでいじめられた子どもの適正なケアやコーディネートをする担当者を決めるべきである。これによって、当該子どもを守るという学校の意思を子どもに伝えることができる。学校内にこうした体制を整える必要がある。

次に、ケアの内容と方向性を決すためには、いじめの内容、程度、当該子どもの精神状態等を多様な側面から把握して、その子どもに必要なニーズを掴むようしなけれ

ばならない。これが最も重要なことで、それによって、当該子どもが最も安心していられる場所と状態の確保が必要である。短絡的に登校を促したりすることは控えなければならない。

また、いじめによって当該子ども自身が、どの程度心理的痛手を被っているのかについて推し量り、子どもが本来の自己を取り戻すよう導く必要がある。その作業が完了するまでは、いじめた側の子どもと顔を合わせたり、言葉を交わしたりしないよう最善の注意が必要である。心理的痛手の程度によっては、専門家への橋渡しが必要である。

さらに、子どもの保護者による理解と配慮が重要で、ケアを担当する者は、保護者に対し、慎重に子どもの状態を説明し、最適な対応方法を助言することも必要で、いたずらな登校の強制は良くないことも説明すべきである。

以上のようなケアは焦らず継続性をもって行わなければならない。

そして、当該子どもが自信の回復を見せるなど落ち着きが出てきたところで、どのようないじめをされたか具体的に話させる必要がある。ショックが大きいときにはいじめられたこと自体否定しがちであるが、状態が回復すると具体的な内容を話すはずで、それを丁寧に聴き取り記録に留めるべきである。こうした作業は子ども自身には一定程度精神的苦痛を伴うことがあるが、そうした地道な作業自体が、当該子どもがいじめの事実を自分の心中で整理できるという作用があり、いじめ克服に大きな役割を果たすことに留意すべきである。ただ、その時期の選択は慎重でなければならない。

以上のような根気強く継続的な作業完了時期に、当該子ども自身が遭遇したいじめをどのように解決したいか考えさせる。クラスの変更を求めるのか、転校を求めるのかなど、子どもの希望を慎重に聴き取り、ケアの担当者は、その子どもにとって何が最善の解決かについて、一緒に考えるという姿勢が重要である。また、加害者と面会したいというときには、加害者をケアする担当者と協議して、会わせるべきか、検討すべきである。いじめの事案におけるベストの解決は、被害者と加害者の真の和解であるが、それを実現するには、様々な条件が必要で安易な和解の強制は逆効果となる。本件では、10月5日に、担任が、AとBをハグさせるという手段を執ったが、これは、ケンカであったという決定に基づくものであった。しかし、その後の経緯を見ると、いじめられていたAにとって、このハグが、学校や担任がもはや助けてくれない、という絶望感に繋がったエピソードであったのではないかと推測される。

以上、いじめられた子どもに寄り添って精神状態を丁寧に推し量るという姿勢が重要である。

(2) 加害者のケア

本件で見られるとおり、加害をした子どもが、自分が行った行為がいじめ、すなわち、他人のこころを傷つけ絶望の淵に追い込んだという認識を持っていない場合が多

い。こうした子どもに、それがしてはならない行為であると認識させることは至難の業であることを認識しなければならない。いくら教員が、いじめた子どもに対し、いじめであったとの認識を示しても、その子どもは、いじめとは思っていないのであるから、いじめではないと反論して、双方一方通行のやりとりで終わることが想定される。本件でも、学校によるAとBへの対応は、こうした対応の限度を超えていたのではなかったか。

それではどうすべきか。やはり、正確な事実把握からの出発が不可欠である。学校及び教育委員会は、被害者からの情報はもとより周辺の子どもからの情報を入手し、状況について、加害者の認識より豊富な情報を持っている必要がある。そうして、加害をした子どもと対面し、一個一個事実を確認していくと、加害をした子どもが嘘を言っているのか、責任回避的な言動をしているのか、判るはずである。そうしたやりとりを根気強くしていくうちに、加害をした子どもも自分が事実から逃れているという自分の姿に気付く可能性がある。そうした場合に、ケア担当者は短絡的に子どもを責めるのではなく、加害をした子ども自身が、自己の行為を客観化に認識する作業が始まったと考えて、さらに会話を進めるべきである。そして、加害をした子どもが自己嫌悪感等から苦痛の色を示したとしても会話を続け、加害をした子どもが自己の行為が許されざるものであることに気づくまで続けるべきである。留意しなければならないのは、加害をした子どもの供述に嘘があった場合に、それを見抜けずやり過ごしてしまうことで、そうした会話は加害をした子どもの状態を悪化させ、ますます真の反省から遠ざける結果ことになることである。この点で、加害をした子どもと対話する担当者は、正確な事実認識とともに、一定程度高度な対話技術を必要とすると考える。加害をした子どもが責任から逃れようとするのを責任に向き合わせようとするのであるから、大変な作業であることがわかるであろう。なお、対話に際し、「いじめ」という言葉を使うことは避けた方が良い。

次に、加害をした子どもの自己の行為に対する理解が進んだ場合には、次に、被害者の苦痛について理解させるべきである。もちろん、被害者の同意が必要であるが、被害者がどのように苦しみ、どのような状態になったかなど、整理して話す必要がある。それを加害をした子どもが理解して初めて真の謝罪に向かって歩み出すはずである。自分が被害者に何をしたか、それによって被害者が絶望を味わったことが判ったとき、加害をした子どもは本当の謝罪ができるのである。

こうした謝罪を被害者が受けたとき、被害者は初めて救われることになるのではないか。

ただし、こうした謝罪の機会の設定はかなり慎重に選択する必要がある。被害者が加害者の謝罪を求め、他方、加害者が真の謝罪ができる状態になった時にそれは実現する。この条件が整わないときには、被害者が一層傷つくことを知るべきである。

以上、加害者ケアはそう簡単ではない。

(3) 事故後に自責の念に苦しむ子どものこころのケアと教育

緊急事態における学校の対応すべき課題の一つとして大きな課題である。

いじめから距離のある子どもは別として、いじめのあったクラスの同級生の子どもたちのケアは慎重でなければならない。それは臨床心理士によるカウンセリングだけでは事足りないと考える。その子どもたちは、いじめの具体的な内容を知り、また、いじめを止められず、観衆、傍観等の位置にいたため、自責の念にさいなまれている。また、事態の進展に極めて強い関心を抱いている。事実に向き合わされることなくカウンセリングのみで事が足れりとするのは、そうした子どもたちのこころのケアと教育としては不十分なのである。

このような子どもたちは事実調査の際に、一番に事情を聞かれる立場にある。事実を語る時、いじめを止められなかった自分と格闘しなければならず、自死の事案など場合には、その緊張感は生半可なものではなく、そうした子どもの心理に特段の配慮が必要である。そして、その事実を語るという行為は、必ずや将来のいじめ自死の予防に繋がるという積極的な意味を理解させ、それが自死した子どもの命に積極的な意味を与えることになると理解させることが必要である。

周辺の子どもの自信を取り戻させ、この不幸な事件を通して、人として前を向いて歩ませるということを教えていく必要がある。

そして、教員は、こうした子どもが語った事実に正面から向かい合わなければならない。そうすることによって、子どもは教員への信頼を取り戻し、共にこの不幸な出来事を克服していこうとする意欲が湧いてくるのである。

この答えが正しいことは、本件が教えている。子どもたちは、学校や教育委員会が、事実に向き合っていないと感じ、学校等に対し強い不信を持つに至ったことを本委員会の実際の聴き取りで感じた。

事態の沈静化は一つの重要な課題であるが、こうした子どもたちの心理を考えた場合、学校や教育委員会が、いじめの具体的な事実に誠意をもって向き合うことが、こうした子どものケアに取って重要であるということを知ってほしい。

なぜなら、人は誰も過ちを犯すが、それを真摯に見つめ、教訓を生かし歩むことが人としての在り方であることを、子どもたちに教えることになるからである。

(4) 被害者、被害者遺族

ア 事実を知る権利

本件の事案において、Aの自死という、残された家族にとって取り返しのつかない結果となった。中学生という若さのAを失った家族にとって何故こんな結果になったのかということを知ることは、今後の家族のそれぞれの人生にとって極めて重要な意味を持つ。それによって、家族の悲しみや怒りは増幅するが、その作業はAの苦しみ

を家族として共有する過程であり、それによってのみ事件を受け入れられる方向に歩み始めることができるのである。かくて、Aが自死するに至った具体的な事実を知るといことは、家族にとって譲ることのできない権利なのである。学校・教育委員会は可能な限り事実を開示しなければならない。

本件に限らずこれまでのいじめ自死の事案において、常に、学校・教育委員会による家族への情報の非公開が問題となってきた。そして、過去の多くの事案では、プライバシーの保護を理由として、学校・教育委員会はアンケートすら開示せず、いじめの事実もいじめと自死との関係も不明としてきた（これを世に「隠蔽」という。）。これによってどれだけの遺族が無念の思いを抱いてきたか、思い致すべきである。

アンケートの内容は、亡くなった子どもに関する情報であり、遺族に対して単純にプライバシーを理由に開示を拒否することはできないと考える。アンケートの全面的な開示の是非は別としても、少なくとも遺族に対する開示はより積極的に進められるべきである。いじめ（自死）事案において、いじめられた子どもあるいは自死事案での遺族は正に事件の当事者であり、いじめについての具体的な内容を知らされるべき法的地位にあると考えるべきである。本件事案では、全面開示ではないが、学校がアンケートの内容を遺族に開示したことは評価できる。

イ 常識となっている被害者遺族の知る権利

このような被害者のニーズへの最大限の配慮の考え方は、航空機事故等の大事故や消費者が被害者となる事故の調査分野ではもはや常識となっている。

(ア) 消費者庁から平成23年5月に発表された「事故調査機関の在り方に関する検討会取りまとめ」の「第5 被害者等に向き合う事故調査」の項の中の「なぜ被害者等に向き合う必要があるのか」の項には、以下のとおり記述がなされている。

再発防止を目的とする事故調査は、社会の安全性確保のための仕組みであるから、制度としての射程範囲を定めるにあたっては、行政コストを投じてこれに取り組むべき範囲は何かという観点がかかせないと考えられる。同時に、再発防止のために事故調査から得られた知見は、国民の未来のための共有財産である。事故調査から得られた貴重な知見は、事故に遭遇した被害者の存在無くしてはあり得ないものであり、そうである以上は、いったん事故調査の対象となった個別事故の被害者等を、事故における重要な当事者として遇するべきである。

被害者等が必要とするものには、処罰感情を満たすことや経済的支援等も存在するとされるが、それらを事故調査のための機関・制度において担うことには限界がある。しかしながら、被害者等が信頼し、納得感を得ることができる

よう、あるいは、事故で受けた被害からの回復が図られるようにするためには、事故調査のための機関制度が取り組むべきことがあると考えられる。

事故調査が、その中立性・公正性を確保しながら、また責任追及を求める意図と一線を画しながら取り組むべきこととして、それは、大別して、『事故調査経緯やその結果が安全性向上に活かされている状況について情報の提供・説明に努めること』『被害者等の心情に配慮すること』『被害者等の声を聞き、被害者等が制度に参加するための仕組みを確保すること』にあると考えられる。また、事故の被害者等は、ある日突然、理不尽な事象によって自ら傷つけられ、あるいは家族を奪われたという点で、犯罪被害者に通じるものがある。したがって、犯罪被害者等基本法の『犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならぬ』との考え方は、事故調査においてもあてはまるものと考えられる。

そして、

これらの意味で事故調査においても分野横断的に、被害者等に向き合う基本的な考え方や方針を定めてこれに取り組むことが必要である。

とする。

さらに、再発防止という事故調査の目的を実現するためにも被害者等の視点を活用することが必要である。なぜならば、被害者等は事故について強い関心を持つ者であり、必ずしも専門的知見を有していないとしても被害者等の「信頼」「納得性」を事故調査指標の一つとすることで、専門機関や専門家の取組みと補完し合あうことになり、事故調査が必要な事故を漏れなく採り上げるという点で、個々の事故調査において調査の盲点の発生を防止するという意味で極めて重要であるからである。

とする。

以上を踏まえて、同取りまとめは、被害者への直接かつ迅速な情報提供、随時適切な説明しなければならないとする。また、事故調査遂行上被害者に十分な配慮をしなければならないとする。さらに、被害者等の視点を生かす調査をすべきとする。その上、被害者による調査等の申出を受け止める仕組みの創設を提言する。そして、被害者等の心情に配慮しながら事故の記憶を保存する努力がされるべきとし、最後に、被害者への日常生活支援等の総合的支援が検討されるべきとする。

(イ) 次に、「JR西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検討と事故調査システムの改革に関する提言」(平成23年4月15日)の123頁以下では、「被害者の視点の重要性」という項があり、そこでは、これまでの公害や薬害における被害者運動に始まり、その後、鉄道事故、阪神・淡路大震災後の被害者も含めた救援・復興・地域づくりの活動、犯罪被害者による司法の改革運動、飛行機事故の被害者の運動などが起き、さらにそのいくつかの運動が相互に連携するようになった、とする。こうした動きの中で、被害者と原因事業者等との間で事故の解明や再発防止策を討議するという場が持たれるようになった。

以上を踏まえて以下のとおり記述する。

これまで被害者は損害賠償請求などの場面では、その社会的存在を認知されなかったとさえ言えるほど立場が弱い存在だった。しかし、被害者は過酷な体験をした者ならではの命のかけがえのなさへの切実な思いや、行政、企業、社会に潜む問題に関する被害者ならではの鋭い視点を持った存在である。行政や社会も、被害者の思いや視点に耳を傾けなければならないことにより、気づきはじめたことが、近年の被害者参画の動きを促しているといえる。真に命を守る社会、安全な社会を構築するためには、事故原因を工学的・組織論的に分析するだけでなく、被害を受けた者の立場に立って見つめ直す作業も必要であろう。

その上で事故調査においても、被害者と向き合うことの必要性を解く。

そして、国土交通省においては、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」(平成23年6月)での検討を受け、「被害者等に寄り添う」ことを基本的考え方として、「公共交通事故被害者支援室」を開設した。そこでの職務は、

- ① 公共交通において事故が発生した場合の情報提供のための窓口
- ② 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能

などである。

(ウ) 本件のようないじめ事案は一見前記のような消費者が被害者となる事故や公共交通による事故とは異なるように思うかも知れない。しかし、学校という場における公的教育の営みの過程あるいはこれに関連して発生した事故・事件の被害者も前記と同様に位置づけられるのではなかろうか。教育のみにおいて、被害者が支援の

らち外に置かれることは断じて不合理と言わなければならない。

ところが、過去に発生した本件のようないじめ自死等の事案において、遺族は事実解明、これに関する情報提供、さらには日常生活への支援から無縁の状態に置かれてきた。そして、近時そうした遺族らを支える民間組織ができつつあるがまだまだ限られた存在である。

こうした中で、遺族は、愛すべき我が子の最後の姿さえ知らされないまま、無念、孤立、不信、絶望の中で物心両面において極めて深刻な状態で過ごしてこなければならなかった。

こうした現実を鑑みれば、事実解明及び検証過程への遺族の参加、遺族への情報提供等被害者保護支援の制度化は緊急の課題と言わなければならない。

本委員会では、遺族をこうした存在と認め、委員会の開催の度に、ブリーフィングとは別に遺族に対する直接的な説明の機会をもって、その思いに応えようとした。しかし、本件事案の発生過程全体を見ると、いまだ被害者への支援は不十分と言えるもので、本件事案を機に、前記の「事故調査」に準じた被害者と向き合うための制度的保障が一刻も早く確立することが望まれる。